

社会福祉法人はるの里 2020年度 事業報告

基本理念 ～大切にしたいこと～

- ・ どんなに障害が重くても、社会の主人公として豊かに生きていくことや、そのための「力」を育むことを大切にします。
- ・ 障害のある仲間を人として尊重し、その人らしく当たり前地域で暮らしていけるよう力を尽くします。
- ・ 障害のある人もない人も、ともに安心して暮らしていける地域社会をめざします。

基本方針 ～めざしていくこと～

- ・ 障害のある仲間の願いを大切に、生きがいと喜びを実感できる日中活動を創り出していきます。
- ・ 障害のある仲間や家族の願いを真ん中に、法人役員、職員など関係者みんなの力を寄せ合い、願いの実現をめざしていきます。
- ・ はるの里や障害のある人たちのことを地域に発信し、理解と支援をひろげ、多くの方々とつながっていきます。

1 社会福祉法人はるの里

① 法人経営の原則遵守

社会福祉法人はるの里定款第3条の「この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の経済的に困窮する者などを支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。」を2020年度の事業遂行する際に遵守する。

②法人の所在地

京都市西京区御陵谷町7-1

③法人役員

理事	6名
評議員	7名
監事	2名

④評議員会・理事会の開催

2020年度の評議員会は、会計年度の終了後3カ月以内に1回開催する必要がある場合に開催する。理事会は、決算書類および事業報告作成時期、次年度予算及び事業計画承認に関わる開催のほか、理事の業務執行状況の報告や法人の業務執行に関わり必要に応じて開催する。

⇒コロナ禍が続く中、決算を中心とした理事会(6/12)・評議員会(6/27)は法人設立以来初となる書面議決で実施しました。第2回理事会(11/4)第3回理事会(3/24)は感染予防対策をした上で参集して開催しました。短時間開催となったため、十分な質疑応答や議論はできませんでしたが、これまであたりまえだった対面で実施する大切さを実感しました。

⑤法人事務局会議の開催

理事会・評議員会開催時の議題と提案の整理と日常的な運営を円滑に行うために定期的に、また必要に応じて開催する。理事長・副理事長・所長の3人と、その都度、理事長が指名した法人役員により開催する。

⇒9/9・10/28・1/6・3/10の4回開催でした。1回目の緊急事態宣言が出ていた時期は、はるの里内のすべての機関会議を見合わせていたため電話やFAX等を活用し6月の理事会の議題整理等を行わざるを得ませんでした。

その他の時も事務局で参集せずとも決済できる範囲は、電話やFAXで意思確認をしました。また、事務局開催後、法人役員に伝えたい案件がある際に、法人事務局だよりで情報共有に努めてきました。(7/7・8/24・11/7発行)

⑥地域とともに歩む

・地域住民の福祉ニーズを把握し、地域住民対象の講座や相談活動、行事などを開催し、積極的に地域住民との交流をはかる。

⇒恒例のはるの里まつりが中止となりました。法人役員が相談役となって困りごとを聞く「西京なんでも相談会」も京都社保協での電話相談に縮小されました。実行委員会形式で実施の「西京食材プロジェクト」に参加し、困りごとの解決へ支援をしました。

生活介護事業所はるの里の運営

① 生活介護事業所の所在地

京都市西京区御陵谷町7-1

② 定員・現人数

定員20人(契約人数19人) 4/1

③職員体制

サービス提供職員配置（…常勤換算）

管理者 1 名（0.55 人）サービス管理責任者 1 名（0.45 人）医師 1 名（0.01 人）
看護師 1 名（0.01 人）生活支援員 10 名（7.8 人）運転手 1 名（0.6 人）
4 / 1 当初

④ 事業開始年月日

2009 年 9 月 1 日

⑤サービスの目的

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、排泄
または食事の介護・創意的活動または生産活動の機会の提供その他の便宜を、
利用者の意思及び人格を尊重し、適切かつ効果的におこなう。

⑥運営方針

関係法令を遵守し、他の社会資源との連携をはかり、利用者の意思および人
格を尊重した、ひとりひとりの状況に応じた適切かつ、きめ細かな生活介護サ
ービスの提供をする。

（サービス提供時間）

毎月曜日から金曜日の午前 9 時 40 分より午後 3 時 40 分までとする。

（サービス内容）

①相談及び援助 ②介護 ③生産活動 ④社会経験を豊かにする活動 ⑤健康
の維持・増進の活動 ⑥食事の維持と提供 ⑦創作活動 ⑧送迎サービス

⑦主な設備

作業場兼食堂 2 休憩室 2 台所 2 トイレ 5 洗面所 3 お風呂 相談室
会議室 事務室

今年度の重点施策

① 人材確保と育成

- ・ 障害のある利用者の日中活動の充実と新規事業の展開をするために人材確保
と人材育成に力を入れていく。
- ・ とりわけ、若い世代の実践力を育んでいく。そのために系統的な研修プロ
グラムを実施する。新人職員育成計画にもとづき育成の支援をすすめていく。
- ・ 今後のはるの里を担う次世代継承の人材育成をすすめる。
- ・ 職員の福祉の専門性の向上をはかるため、社会福祉士・精神保健福祉士・介
護福祉士の国家資格取得を支援していく。具体的には、有資格者からの試験対

策アドバイス講座開催や資格取得のための受講料一部負担をおこなう。

- ・実務経験など研修条件を満たしている職員は、サービス管理責任者、相談支援専門員の研修を受講していく。
 - ・職員各々が生き生きと働き、将来にわたって働き続けることができるように、キャリアパスを実現していく。また必要に応じてキャリアパスを改善する。
 - ・働きやすい職場環境の整備をすすめていく。職員から意見を聞き、全般的な処遇改善をすすめる。
- ⇒コロナ禍が続く中、人材確保のむつかしさを実感した。一方、ホームページを見てはるの里やはるの里で働くことに興味を持たれた方2名が見学・実習の後に、正規職員・アルバイトとして入職することができた。
- ⇒外部研修の機会が少なくなったが、オンライン研修や内部での学習を重視して進めることが出来た。

② よりよい実践を創り出していく

- ・障害のある利用者の願いを大切に よりよい実践を創り出していく。
 - ・具体的にはグループ構成の見直しの検討や願いにもとづいた新たな実践内容を取り入れていく。
 - ・宿泊を伴った取り組みを実施していく
- ⇒コロナ禍で障害のある仲間たちの日中活動に大きな制約がでた。全体行事やうたごえなど感染のリスクのある取り組みはすべて見合わせとなった。しかしそんな中で、今の状況でどうしたら工夫して楽しめるかを考えながら日々の活動をつくってきた。
- ⇒宿泊を伴った取り組みだけでなく、日帰りレクレーションや他事業所との交流等もすべて見合わせとなった。

③ 新たな事業として指定特定相談支援事業（計画相談）の実施をする。

計画相談を通じて、障害のある人たちが社会資源を活用しながらその人らしく地域で暮らしていく支援の構築をする。

- ⇒実施することができなかった。新規事業と生活介護事業の職員体制の安定との課題を解決することが出来なかった。セルフプランの支援を実施した。

④ 働きやすい職場に

- ・職員の人材確保を安定的にできるようにしていく。
- ・就業規則や労基法にもとづいた働きやすい職場環境を整備する。
- ・アニバーサリー休暇はじめ、有休を積極的に取れるように働きかけていく。そのために職員体制を充実させる。

- ・ 職員の健康管理を充実させるために、健康診断の項目の拡充をすすめる。また、インフルエンザ予防接種の一部費用負担をおこなう。
- ⇒ 2020年度に若い世代の女性職員3名が出産やそのための産休や育休に入った。今後も子育てしながら働き続けていきたいという思いを大切に、職員みんなで支え合いながら、誰もが働きやすい職場環境づくりをめざしていくことを確認しあうことが出来ました。
- ⇒ 職員管理職会議で有休取得の一覧表で状況を共有し、平等に有給取得ができるようグループ間での調整ができるよう心がけた。

④ その他

- ・ 家族の高齢化、障害のある仲間の加齢に伴う暮らしの課題を共有し、生活支援の取り組みを実施するとともに地域の事業所との連携し暮らしの課題の解決を図っていく。
 - ・ 災害対策を強化して食料や備品の整備とともに、災害時の対応の学習をすすめていく。積極的に地域の避難訓練に参加をしていく。
 - ・ 単独ショート事業の実施にむけた計画を進める。そのために、障害のある仲間や支える家族の実態や願いを把握し、共有していく。
 - ・ はるの里40周年記念事業を準備していく
- ⇒ 40周年記念事業の着手をすることができなかった。
- ⇒ 計画にあげてなかったが、京都府認証制度の更新受診を受け、次は5年後の更新となった。京都府第三者評価受診の申請を行ったが、緊急事態宣言により訪問受診が延期となってしまった。(2021年5月受診予定も同様に延期)

2020年～2022年 (補強)

3年間計画

1981年に、京都第一共同作業所「はるの里教室」として2名の障害のある仲間から出発をし、40年目を迎えます。2001年に社会福祉法人設立、2009年の生活介護事業に移行、2014年に土地取得と建物建設で現在の場所に全面移転をしました。「どんなに障害が重くても、社会の主人公として豊かに生きていくことや、そのための「力」を育むことを大切に」「障害のある仲間を人として尊重し、その人らしく当たり前地域で暮らしていけるよう力を尽くします」「障害のある人もない人も、ともに安心して暮らしていける地域社会をめざします」という法人理念を具体化するために、3カ年計画を作成します。

仲間を中心とした実践

- ・ 仲間の願いにもとづいた豊かな日中活動の実践を創り出す

- ・ 仲間の高齢化、重度化していく仲間たちへの対応ができるように、法人内で検討をすすめていきます。また、職員は専門的な力をつけるために研修を受けていきます。
- ・ 暮らしを支えるショートステイ実施の本格的な計画をすすめます。

運営

- ・ 豊かな実践と職員の労働条件を改善するために、職員体制を安定させます。
- ・ 次世代を担う職員の人材育成をすすめます。
- ・ 全般的な職員の処遇改善をすすめ、将来にわたって働きやすい職場環境を整えます。
- ・ 法人として、地域住民の福祉ニーズを把握し、地域住民対象の講座や相談活動、行事などを開催し、積極的に地域住民との交流をはかる。

運動

- ・ 地域福祉向上をともにすすめる団体や個人と連携し、障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりをすすめる。
- ・ 保護者会や後援会、実行委員会が主催する「はるの里まつり」の機会に、法人・事業所として、はるの里や障害のある人のことを知っていただく企画を同時に開催していく。